

# 令和8年度久留米市総合福祉会館ふれあい号運行業務委託仕様書

## 1 業務概要

久留米市総合福祉会館利用者の無料送迎

## 2 業務委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 3 業務委託の内容

(1) 久留米市総合福祉会館（久留米市長門石一丁目1番32号）を基点としたルートにて巡回バスを運行する（運行経路については別紙運行ルート図および運行表を参照のこと）。

なお、バスの運行にあたっては道路運送法(昭和26年法律第183号)、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)及び道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)等関係諸法令を遵守するものとする。とりわけ、飲酒運転の防止については、運行開始前後においてアルコール検知器等を使用し運転者の酒気帯びの有無を確認するなど、適切に対応すること。

(2) 市の依頼に基づき、巡回バス運行に支障のない範囲内において、上記巡回バスの運行に加えて、指定する福祉事業等における送迎バスを運行すること。この場合、行き先が福岡県内の場合は、年間5回までは利用料金を委託料に含めているものとし、別途支払を行わない。

なお、福祉事業等の利用に際しては、市は10日前までにバス会社へ計画書を提出するものとする。

(3) 使用車両の維持に必要な保守点検を行うこと。点検の結果必要となった修繕に係る費用の負担については、「5 費用負担」参照のこと。

## 4 運行日および便数

(1) 土、日曜日を除く毎日（休館日を除く）1日4便（午前2便、午後2便）を運行する（別紙ふれあいバス運行表参照）。

(2) 風水害、その他の理由により運行ルートや時間を変更する場合は、市が前日午後3時までに運行連絡を出すので、それに従うこととする。この場合、総合福祉会館館長に変更の連絡をすること。

なお、突発的な事故があった場合はこの限りではない。

## 5 費用負担

(1) バス運行において必要となる運転手、職員駐車場及び燃料、消耗品（修繕部分1箇所当たりの車両修繕費が10万円未満の修繕を含む。以下同じ）、車検費用（自賠責保険加入料を含む）、その他（税を含む）の経費については受託者の負担とする。なお、租税公課相当額については、消費税を支払わない。

(2) 消耗品以外について、車両に修理修繕が必要な場合は市の負担にて行うものとする。

なお、業務委託期間終了後、7日以内に生じた、若しくは発見された車両の不具

合（保守点検の不備に起因するものに限る）については、受託者の負担により修繕するものとする。

## 6 運行するバスの車両

車両については市が受託者に無償で貸し付け、受託者はこれを借り受けることとする（「久留米 200 さ 1159」日野社製29人乗りバス車両。総排気量4,000cc、使用燃料・軽油。）。

なお、利用者の利便性向上等のための法に従った改造や、広告に当たらない社名の掲示は認める。また、貸借契約終了後は車両を原状に復帰することを要する。ただし、市が認めた場合はこれを免除する。

## 7 運行の際の留意点

バスの利用者は総合福祉会館を利用する障害者、高齢者、母子・父子であり、運行に際して特に配慮を要することから、次の点に十分留意すること。

- ①乗務員は障害者福祉、高齢者福祉等に理解のあるものを配置すること。
- ②乗降、運転にあたっては、細心の注意を払い、事故のないようにすること。
- ③乗降に介助の必要な利用者については、運転に支障の無い範囲で乗降を手伝うこと。
- ④定時かつ円滑な運行を行うこと。
- ⑤事故等が発生した場合は、直ちに人命救助にあたり警察、市、総合福祉会館館長に迅速に報告し、指示を仰ぐこと。
- ⑥日常的に補修点検を実施し、故障等による運休及び延着のないようにするとともに、万一故障等が発生した場合や車検時は速やかに代車を配するなど適切な対応を行うこと。
- ⑦故障等により、車両に修繕が必要な事態が発生した場合は、迅速に市及び総合福祉会館館長に報告し、指示を仰ぐこと。
- ⑧車両は洗車、清掃を定期的実施し、雨天による泥汚れなどは随時清掃すること。
- ⑨新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下の対応を行うこと。
  - ・出発前に検温・手洗い・手指消毒を行い、バス乗車中はマスクを着用すること。
  - ・定期的に車内の換気や消毒を行い、車内の衛生環境保持に努めること。

## 8 業務報告等

- (1) 市の求めに応じて、日毎の運行距離数、日毎の給油量、各停留所における日毎の乗降客数のデータを提供すること。
- (2) 勤務割振表の提出を含めた定期的な業務報告等を行うこと。

## 9 運転手の関係書類の提出

バス運行業務に携わる運転手の関係書類を、落札後2か月以内に提出すること。

受託者は、運転手の関係書類に記載される個人情報について、事前に運転手へ提出の同意を得て提出するものとし、提出があった際は本人の同意が取れているものとみなす。また、提出内容に変更があった場合は変更後2か月以内に変更内容が分かる資料を提出するものとする。

なお、運転手の配置については、安全運行上支障のないよう、適性診断等の結果

を踏まえ最適な人員を配置するよう配慮すること。

(提出書類)

- ①バス運行に携わる運転手名簿
- ②自動車検査証の写し
- ③運転免許証の写し
- ④任意自動車保険証の写し
- ⑤適性診断票の写し

正当な理由なく書類提出を拒んだり、提出期限までに書類の提出がない等、不誠実な対応が続く場合は、委託者である市との信頼関係を弱めることにつながり、以後の入札業者選定の際に考慮する場合がある。

## 10 運行等に起因する損害

運行中に発生した自動車事故及び、車両保管場所での車両の破損（第三者のいたずら等による損害を含む）等、委託者の責に帰すべからざる理由による物件その他の損害は、受託者がその責を負うこととする。

## 11 暴力団排除

受託者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに障害者福祉課に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害または妨害を受けた場合は、その旨を速やかに障害者福祉課に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に支障が生じるおそれがある場合は、速やかに障害者福祉課と協議を行うこと。

## 12 その他

- (1) 交通渋滞による遅延、その他不慮の事態に対しては、乗務員の携帯電話で対応すること。
- (2) 運転手の急病等の場合は、勤務交代等により速やかに対応し、運行に支障を生じさせないこと。
- (3) くるめ夏祭りの際は、西鉄久留米駅東口が封鎖され乗車できないため乗車場の変更とその周知をおこなうこと。
- (4) バスの乗車について、利用者に対し事前に整理券を配布し、整理券を所持している者を優先的に乗車させる制度を導入しているため、運行に当たっては同制度の運用に協力すること
- (5) 乗客補償については、可能な限りの額を設定すること。
- (6) 業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び久留米市障害を理由とする差別をなくす条例（令和5年久留米市条例第35号）を遵守するとともに、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。